

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	11722
実施事案名	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービス事業の設備及び運営については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>この度、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）」が一部改正されます。（平成30年4月1日施行）</p> <p>この改正に伴い、「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）」の一部を厚生労働省令の基準どおりの内容で改正します。</p>
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第2項
政策等の案の関係資料	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--